

箕面市地域生活支援事業
(移動支援・日中一時支援・入浴サービス)
実 施 説 明 資 料

令和5年4月改訂

箕面市健康福祉部障害福祉室

目 次

0. 共通事項	2
(1)介護給付費に準じた取り扱い	
(2)受給者証	
(3)利用者負担額徴収	
(4)給付費請求事務	
1. 移動支援	5
(1)利用契約	
(2)サービス提供	
2. 日中一時支援	8
(1)利用契約	
(2)サービス提供	
3. 入浴サービス	9
(1)利用契約	
(2)サービス提供	
4. その他	
(1)サービス基準額一覧	10
(2)事業者登録	17
(3)移動支援事業サービス提供者の資格要件	19
(4)様式一覧	20
(5)全体フロー図	21

0. 共通事項

(1) 介護給付費に準じた取り扱い

箕面市の地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、入浴サービス事業）は、介護給付費との違いによる影響や混乱を最小限に抑えるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「法」という。）における介護給付費に準じた取り扱いを基本とします。したがって、この説明書に含まれていない契約書や重要事項説明書の取り扱い、サービス計画の作成といった事項についても介護給付費同様に対応してください。

(2) 受給者証

箕面市の地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、入浴サービス事業）において、利用者は、「箕面市地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書（様式第2号）」（以下、利用決定通知書という。）をもってサービスにかかる費用の支給を受けることができます。

「利用決定通知書」は、「障害福祉サービス受給者証」と同一のクリアフォルダーに綴じて利用者あて交付しています。混同しないように「障害福祉サービス受給者証」は白色を、「利用決定通知書」は水色の用紙を使っています。くれぐれもお間違えのないようにお願いします。

(3) 利用者負担額の徴収

利用者負担額は、介護給付費同様に「基準額」の一割とします（学校・学童送迎を除く）。

また、次表のとおり月額上限負担額を設定しています。指定事業者ごとに利用者負担額を徴収し、各月の利用者負担額が月額上限負担額を超える場合には利用者から徴収せず、給付費に移行してください。上限管理については市担当が行い、上限超過額は、後日利用者の申請に基づき償還払います。償還払いの全体的な流れは次のとおりです。

【日常生活用具給付等事業以外の月額上限負担額】

区分	月額上限負担額
生活保護	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	4,000円

※移動支援・日中一時支援・入浴サービスの3サービスの総合上限です。

※月額上限負担額はあくまで個人給付として取り扱います。したがっ

て、地域生活支援事業の利用者が世帯に2人以上いる場合のい

わゆる介護給付費で言うところの「高額障害福祉サービス等給付

費」のような取り扱いはしません。

【償還払いまでの流れ】

① 事業者は、基準額の1割相当額を利用者負担額として徴収し領収証を発行する。

※ 月毎に利用者負担額を徴収することができる。

※ 事業者は、各月の徴収利用者負担額が月額上限負担額を超える場合には徴収せず、請求時には給付費に移行させる。

② 利用者は、複数事業者から発行された領収証の合計額が月額上限負担額を超えた場合には、その月ごとの超過額について領収証を添付のうえ、市に償還払いの申請手続きをする。(改めて市から償還の勧奨通知を行う)

③ 市は、当該利用月の各事業者からの請求内容と利用者からの申請内容を突合し、超過額を確定し償還する。

※ 事業者は、利用者負担額徴収の際には必ず利用者に対して領収証の発行を行うこと。

【移動支援(学校・学童送迎)の留意点】

① 学校・学童送迎のみ利用者負担額は基準額の5%とします。

(4)給付費請求事務

本来であれば、サービス利用後の費用の流れについては、利用者が事業者へサービス報酬費用の全額を支払い、市が利用者に対して当該費用額から利用者負担額を除いた額を支給することとなりますが、介護給付費同様、事業者が代理受領する方式をとるため、給付費請求までの流れは次に示すとおりになります。

＜給付費請求までの流れ＞

- ① 事業者は、一事業所（登録事業所単位）の利用者一人につき一月に一件実績記録票（様式5）を作成する。
- ② 事業者は、利用者から定められた利用者負担額を受領する。
- ③ 事業者は、月毎のサービス提供完了後、サービス毎に①で作成した実績記録票（様式5）に対して一件明細書（様式7）を作成する。
- ④ 事業所は、サービス提供した翌月10日（土日祝日の場合は前開庁日）までに、請求書（様式4）に①作成した実績記録票（様式5）の写し及び③で作成した明細書（様式7）を添付して提出する。
- ⑤ 市は、④で提出のあった請求内容を審査し、原則、請求のあった月の末日までに支払う。
- ⑥ 事業者は、市から支払いを受けた後、利用者に対してサービスの利用に要する費用の額を通知する必要があります（様式は任意ですが、代理受領に関係あることを踏まえ、本来の受領者である利用者が十分理解ができるものとしてください。）。

※令和2年3月利用分までについては、補助事業の形態により実施していたもの。

1. 移動支援

(1) 利用契約

- ① 利用者の「利用決定通知書(様式第2号)」にある「移動支援事業」欄の「利用の内容及び利用期間」を確認する。

※ 「学校学童送迎」については月当たり利用量を規定していませんのでご注意ください。

【記載例】

- | | |
|------------------|--|
| ・ 通常の移動支援の場合 | 1 5 時間／月
令和元年 1 0 月 1 日～令和 2 年 9 月 3 0 日 |
| ・ 移動支援と学校学童送迎の場合 | 1 5 時間／月
(学校・学童送迎対象者)
令和元年 1 0 月 1 日～令和 2 年 9 月 3 0 日 |
| ・ 学校学童送迎だけの場合 | ____ 時間／月
(学校・学童送迎対象者)
令和元年 1 0 月 1 日～令和 2 年 9 月 3 0 日 |
| ・ 施設入所者移動支援の場合 | 1 5 時間／月
(施設ガイド有り対象者)
令和元年 1 0 月 1 日～令和 2 年 9 月 3 0 日 |

- ② 「利用決定通知」に添付している「移動支援 事業者記入欄(様式1)」に契約内容を記入する。

※ 「学校学童送迎」については利用量を規定していませんので、契約利用量の欄への記載は不要です。

- ③ 「地域生活支援事業契約内容報告書(様式2)」を記載し市担当に提出する。

(2) サービス提供

① サービス内容及びサービス範囲の考え方について

サービスの内容及びサービス範囲の考え方については、基本的に介護給付費「同行援護」の運用と同様ですが、改めて参考を示しておきます。

【サービスの内容】

◆「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）」

② 単価区分「Ⅰ類」及び「Ⅱ類」について

「身体介護を伴う場合」を「Ⅰ類」と、「身体介護を伴わない場合」を「Ⅱ類」とします。

なお、この区分は、ご本人の状況をふまえた報酬上の区分になります。実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

「身体介護を伴う場合」	⇒	「Ⅰ類」
「身体介護を伴わない場合」	⇒	「Ⅱ類」

③ 学校・学童送迎について

平成18年9月まで本市が単独で事業委託方式によって実施してきた事業です。①に記載しているとおり、移動支援事業は、原則、通年かつ長期にわたる外出は支援できませんが、保護者等の状況によっては、学校・学童送迎として一時的な利用を認めています。

※学校・学童送迎のみ、利用者負担額を基準額の5%としますので、ご注意ください。

④ 施設入所者移動支援について

帰省時の「施設と自宅との往復」「帰省時の外出」のために移動支援を利用することができます。また、生活介護の利用がない日（土日祝等）に限り、「施設から目的地までの往復（施設発着の外出）」にも移動支援を利用することができます。ただし、施設が実施する行事、イベント等に伴う外出については利用できません。

⑤ グループ支援について

屋外でのグループワークや同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際に同時支援する方法です。（平成19年4月から新たに適用）

- ◆一のグループ員数が3～5人で同時支援が可能な場合には、原則グループ支援によってください。利用者に対する移動支援の安全性を第一としますので、利用者が6人以上となる場合には、別に構成したグループでの算定となります。

【グループ支援の算定ができる人数比】

	ヘルパー2人	ヘルパー3人
利用者3人	○	
利用者4人		○
利用者5人		○

- ◆同一地点からの出発・解散で算定します。集合場所までに個別対応の支援をした場合には別途通常の移動支援として算定が可能です。
- ◆単価区分は「Ⅰ類」「Ⅱ類」の区別はなく、共通となります。（別添サービスコード表のとおり）
- ◆通常の移動支援同様、サービス事業所等が企画するイベントへの派遣は算定できません。
- ◆支援を行った場合には、「様式5 サービス提供実績記録票」中の「派遣人数」欄に「G」と記入のうえ、「サービス提供者印」欄に支援したヘルパー全員の押印が必要です。欄が小さい場合には数行に亘っても構いません。
- ◆決定利用量は移動支援全体の決定量の範囲内で算定します。

2. 日中一時支援

(1) 利用契約

基本的に平成18年4月から9月における介護給付費「短期入所(宿泊を伴わない場合)」の運用と同様ですが、介護給付費「短期入所」の支給量との関係で利用上限の管理が必要であることや、基準単価が介護給付費とは異なるといった相違点がありますので、ご注意ください。

- ① 利用者の「利用決定通知書(様式第2号)」にある「日中一時支援事業」欄の利用内容及び利用期間を確認する。【表示例＝10日／月(介護給付費短期入所利用分を除く)】

※ 支給決定量は介護給付費「短期入所」と合わせての支給量となります。したがって、サービス提供に当たっては「障害福祉サービス受給者証」(白色)の「短期入所事業者実績記入欄」及び「利用決定通知書」(水色)の「日中一時支援事業 実績記入欄」の当該月中の利用実績を確認する必要があります。

利用時間	換算日数
4時間未満	0.25日
4時間以上 8時間未満	0.5日
8時間以上 12時間未満	0.75日

- ① A事業所で4/5 日中4時間利用(累計0.25日)
 ② B事業所で4/3～4 短期2日利用(累計2.25日)
 ③ C事業所で4/8～10 短期3日利用(累計5.25日)
 ④ A事業所で4/15 日中6時間利用(累計5.75日)

日中一時支援事業者実績記入欄						
番号	事業者及び その事業所の名称	実施日	時間 数	換 算 日 数	月 累 計	事業者 確認欄
1	A事業所	令和元年5月5日	4	0.25	0.25	A事業所
2	A事業所	令和元年5月15日	6	0.5	5.75	A事業所

①
④

短期入所事業者実績記入欄					
番号	事業者及び その事業所の名称	実施日	換 算 日 数	月 累 計	事業者 確認欄
1	B事業所	令和元年5月3日から 令和元年5月4日まで	2	2.25	B事業所
2	C事業所	令和元年5月8日から 令和元年5月10日まで	3	5.25	C事業所

②
③

- ② 「利用決定通知(様式第2号)」に添付している「日中一時支援 事業者実績記入欄(様式1)」に実績内容を記入する。

(2)サービス提供

利用可能時間帯の考え方については個々の事業者の状況によって対応が異なることが予想されますので、本市が基準として利用時間帯を定めません。

3. 入浴サービス(施設・訪問共通)

(1)利用契約

- ① 利用者の「利用決定通知書(様式第2号)」にある「入浴サービス事業」欄の「利用の内容及び利用期間」を確認する。【表示例＝15回／月】
- ② 「利用決定通知(様式第2号)」に添付している「入浴サービス事業者記入欄(様式1)」に契約内容を記入・押印する。
- ③ 「地域生活支援事業契約内容報告書(様式2)」を記載し市担当に提出する。

(2)サービス提供

入浴サービス事業については、法第29条第1項における生活介護事業、介護保険法における通所介護事業、介護保険法における訪問入浴介護事業における各々の実施体制によって行ってください。

4.その他

(1) 基準額一覧

移動支援 サービスコード表

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
51111	Ⅱ 類日中0. 5H	日中30分未満	1,116
51112	Ⅱ 類日中1H	日中30分以上1時間未満	2,094
51113	Ⅱ 類日中1. 5H	日中1時間以上1時間30分未満	2,933
51114	Ⅱ 類日中2H	日中1時間30分以上2時間未満	3,677
51115	Ⅱ 類日中2. 5H	日中2時間以上2時間30分未満	4,422
51116	Ⅱ 類日中3H	日中2時間30分以上3時間未満	5,166
51117	Ⅱ 類日中3. 5H	日中3時間以上3時間30分未満	5,910
51118	Ⅱ 類日中4H	日中3時間30分以上4時間未満	6,654
51119	Ⅱ 類日中4. 5H	日中4時間以上4時間30分未満	7,398
51120	Ⅱ 類日中5H	日中4時間30分以上5時間未満	8,142
51121	Ⅱ 類日中5. 5H	日中5時間以上5時間30分未満	8,886
51122	Ⅱ 類日中6H	日中5時間30分以上6時間未満	9,630
51123	Ⅱ 類日中6. 5H	日中6時間以上6時間30分未満	10,374
51124	Ⅱ 類日中7H	日中6時間30分以上7時間未満	11,118
51125	Ⅱ 類日中7. 5H	日中7時間以上7時間30分未満	11,863
51126	Ⅱ 類日中8H	日中7時間30分以上8時間未満	12,607
51127	Ⅱ 類日中8. 5H	日中8時間以上8時間30分未満	13,351
51128	Ⅱ 類日中9H	日中8時間30分以上9時間未満	14,095
51129	Ⅱ 類日中9. 5H	日中9時間以上9時間30分未満	14,839
51130	Ⅱ 類日中10H	日中9時間30分以上10時間未満	15,583
51131	Ⅱ 類日中10. 5H	日中10時間以上10時間30分未満	16,327
51151	Ⅱ 類日中二人0. 5H	日中30分未満(二人)	1,116
51152	Ⅱ 類日中二人1H	日中30分以上1時間未満(二人)	2,094
51153	Ⅱ 類日中二人1. 5H	日中1時間以上1時間30分未満(二人)	2,933
51154	Ⅱ 類日中二人2H	日中1時間30分以上2時間未満(二人)	3,677
51155	Ⅱ 類日中二人2. 5H	日中2時間以上2時間30分未満(二人)	4,422
51156	Ⅱ 類日中二人3H	日中2時間30分以上3時間未満(二人)	5,166
51157	Ⅱ 類日中二人3. 5H	日中3時間以上3時間30分未満(二人)	5,910
51158	Ⅱ 類日中二人4H	日中3時間30分以上4時間未満(二人)	6,654
51159	Ⅱ 類日中二人4. 5H	日中4時間以上4時間30分未満(二人)	7,398
51160	Ⅱ 類日中二人5H	日中4時間30分以上5時間未満(二人)	8,142
51161	Ⅱ 類日中二人5. 5H	日中5時間以上5時間30分未満(二人)	8,886
51162	Ⅱ 類日中二人6H	日中5時間30分以上6時間未満(二人)	9,630
51163	Ⅱ 類日中二人6. 5H	日中6時間以上6時間30分未満(二人)	10,374
51164	Ⅱ 類日中二人7H	日中6時間30分以上7時間未満(二人)	11,118
51165	Ⅱ 類日中二人7. 5H	日中7時間以上7時間30分未満(二人)	11,863
51166	Ⅱ 類日中二人8H	日中7時間30分以上8時間未満(二人)	12,607
51167	Ⅱ 類日中二人8. 5H	日中8時間以上8時間30分未満(二人)	13,351
51168	Ⅱ 類日中二人9H	日中8時間30分以上9時間未満(二人)	14,095
51169	Ⅱ 類日中二人9. 5H	日中9時間以上9時間30分未満(二人)	14,839
51170	Ⅱ 類日中二人10H	日中9時間30分以上10時間未満(二人)	15,583
51171	Ⅱ 類日中二人10. 5H	日中10時間以上10時間30分未満(二人)	16,327
51211	Ⅱ 類夜間早朝0. 5H	夜間早朝30分未満	1,392
51212	Ⅱ 類夜間早朝1H	夜間早朝30分以上1時間未満	2,614
51213	Ⅱ 類夜間早朝1. 5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満	3,667
51214	Ⅱ 類夜間早朝2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満	4,602
51215	Ⅱ 類夜間早朝2. 5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満	5,527
51216	Ⅱ 類夜間早朝3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満	6,463
51217	Ⅱ 類夜間早朝3. 5H	夜間早朝3時間以上3時間30分未満	7,387
51218	Ⅱ 類夜間早朝4H	夜間早朝3時間30分以上4時間未満	8,323
51219	Ⅱ 類夜間早朝4. 5H	夜間早朝4時間以上4時間30分未満	9,248
51220	Ⅱ 類夜間早朝5H	夜間早朝4時間30分以上5時間未満	10,183
51221	Ⅱ 類夜間早朝5. 5H	夜間早朝5時間以上5時間30分未満	11,108
51222	Ⅱ 類夜間早朝6H	夜間早朝5時間30分以上6時間未満	12,043

移動支援 サービスコード表

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
51223	Ⅱ 類夜間早朝6. 5H	夜間早朝6時間以上6時間30分未満	12,968
51251	Ⅱ 類夜間早朝二人0. 5H	夜間早朝30分未満(二人)	1,392
51252	Ⅱ 類夜間早朝二人1H	夜間早朝30分以上1時間未満(二人)	2,614
51253	Ⅱ 類夜間早朝二人1. 5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満(二人)	3,667
51254	Ⅱ 類夜間早朝二人2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満(二人)	4,602
51255	Ⅱ 類夜間早朝二人2. 5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満(二人)	5,527
51256	Ⅱ 類夜間早朝二人3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満(二人)	6,463
51257	Ⅱ 類夜間早朝二人3. 5H	夜間早朝3時間以上3時間30分未満(二人)	7,387
51258	Ⅱ 類夜間早朝二人4H	夜間早朝3時間30分以上4時間未満(二人)	8,323
51259	Ⅱ 類夜間早朝二人4. 5H	夜間早朝4時間以上4時間30分未満(二人)	9,248
51260	Ⅱ 類夜間早朝二人5H	夜間早朝4時間30分以上5時間未満(二人)	10,183
51261	Ⅱ 類夜間早朝二人5. 5H	夜間早朝5時間以上5時間30分未満(二人)	11,108
51262	Ⅱ 類夜間早朝二人6H	夜間早朝5時間30分以上6時間未満(二人)	12,043
51263	Ⅱ 類夜間早朝二人6. 5H	夜間早朝6時間以上6時間30分未満(二人)	12,968
51311	Ⅱ 類深夜0. 5H	深夜30分未満	1,679
51312	Ⅱ 類深夜1H	深夜30分以上1時間未満	3,146
51313	Ⅱ 類深夜1. 5H	深夜1時間以上1時間30分未満	4,400
51314	Ⅱ 類深夜2H	深夜1時間30分以上2時間未満	5,516
51315	Ⅱ 類深夜2. 5H	深夜2時間以上2時間30分未満	6,633
51316	Ⅱ 類深夜3H	深夜2時間30分以上3時間未満	7,749
51317	Ⅱ 類深夜3. 5H	深夜3時間以上3時間30分未満	8,865
51318	Ⅱ 類深夜4H	深夜3時間30分以上4時間未満	9,981
51319	Ⅱ 類深夜4. 5H	深夜4時間以上4時間30分未満	11,097
51320	Ⅱ 類深夜5H	深夜4時間30分以上5時間未満	12,213
51321	Ⅱ 類深夜5. 5H	深夜5時間以上5時間30分未満	13,330
51322	Ⅱ 類深夜6H	深夜5時間30分以上6時間未満	14,446
51323	Ⅱ 類深夜6. 5H	深夜6時間以上6時間30分未満	15,562
51324	Ⅱ 類深夜7H	深夜6時間30分以上7時間未満	16,678
51325	Ⅱ 類深夜7. 5H	深夜7時間以上7時間30分未満	17,794
51326	Ⅱ 類深夜8H	深夜7時間30分以上8時間未満	18,910
51327	Ⅱ 類深夜8. 5H	深夜8時間以上8時間30分未満	20,026
51351	Ⅱ 類深夜二人0. 5H	深夜30分未満(二人)	1,679
51352	Ⅱ 類深夜二人1H	深夜30分以上1時間未満(二人)	3,146
51353	Ⅱ 類深夜二人1. 5H	深夜1時間以上1時間30分未満(二人)	4,400
51354	Ⅱ 類深夜二人2H	深夜1時間30分以上2時間未満(二人)	5,516
51355	Ⅱ 類深夜二人2. 5H	深夜2時間以上2時間30分未満(二人)	6,633
51356	Ⅱ 類深夜二人3H	深夜2時間30分以上3時間未満(二人)	7,749
51357	Ⅱ 類深夜二人3. 5H	深夜3時間以上3時間30分未満(二人)	8,865
51358	Ⅱ 類深夜二人4H	深夜3時間30分以上4時間未満(二人)	9,981
51359	Ⅱ 類深夜二人4. 5H	深夜4時間以上4時間30分未満(二人)	11,097
51360	Ⅱ 類深夜二人5H	深夜4時間30分以上5時間未満(二人)	12,213
51361	Ⅱ 類深夜二人5. 5H	深夜5時間以上5時間30分未満(二人)	13,330
51362	Ⅱ 類深夜二人6H	深夜5時間30分以上6時間未満(二人)	14,446
51363	Ⅱ 類深夜二人6. 5H	深夜6時間以上6時間30分未満(二人)	15,562
51364	Ⅱ 類深夜二人7H	深夜6時間30分以上7時間未満(二人)	16,678
51365	Ⅱ 類深夜二人7. 5H	深夜7時間以上7時間30分未満(二人)	17,794
51366	Ⅱ 類深夜二人8H	深夜7時間30分以上8時間未満(二人)	18,910
51367	Ⅱ 類深夜二人8. 5H	深夜8時間以上8時間30分未満(二人)	20,026
52111	I 類日中0. 5H	日中30分未満	2,700
52112	I 類日中1H	日中30分以上1時間未満	4,273
52113	I 類日中1. 5H	日中1時間以上1時間30分未満	6,207
52114	I 類日中2H	日中1時間30分以上2時間未満	7,090
52115	I 類日中2. 5H	日中2時間以上2時間30分未満	7,972
52116	I 類日中3H	日中2時間30分以上3時間未満	8,854

移動支援 サービスコード表

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
52117	I 類日中3. 5H	日中3時間以上3時間30分未満	9,737
52118	I 類日中4H	日中3時間30分以上4時間未満	10,619
52119	I 類日中4. 5H	日中4時間以上4時間30分未満	11,501
52120	I 類日中5H	日中4時間30分以上5時間未満	12,383
52121	I 類日中5. 5H	日中5時間以上5時間30分未満	13,266
52122	I 類日中6H	日中5時間30分以上6時間未満	14,148
52123	I 類日中6. 5H	日中6時間以上6時間30分未満	15,030
52124	I 類日中7H	日中6時間30分以上7時間未満	15,913
52125	I 類日中7. 5H	日中7時間以上7時間30分未満	16,795
52126	I 類日中8H	日中7時間30分以上8時間未満	17,677
52127	I 類日中8. 5H	日中8時間以上8時間30分未満	18,559
52128	I 類日中9H	日中8時間30分以上9時間未満	19,442
52129	I 類日中9. 5H	日中9時間以上9時間30分未満	20,324
52130	I 類日中10H	日中9時間30分以上10時間未満	21,206
52131	I 類日中10. 5H	日中10時間以上10時間30分未満	22,089
52151	I 類日中二人0. 5H	日中30分未満(二人)	2,700
52152	I 類日中二人1H	日中30分以上1時間未満(二人)	4,273
52153	I 類日中二人1. 5H	日中1時間以上1時間30分未満(二人)	6,207
52154	I 類日中二人2H	日中1時間30分以上2時間未満(二人)	7,090
52155	I 類日中二人2. 5H	日中2時間以上2時間30分未満(二人)	7,972
52156	I 類日中二人3H	日中2時間30分以上3時間未満(二人)	8,854
52157	I 類日中二人3. 5H	日中3時間以上3時間30分未満(二人)	9,737
52158	I 類日中二人4H	日中3時間30分以上4時間未満(二人)	10,619
52159	I 類日中二人4. 5H	日中4時間以上4時間30分未満(二人)	11,501
52160	I 類日中二人5H	日中4時間30分以上5時間未満(二人)	12,383
52161	I 類日中二人5. 5H	日中5時間以上5時間30分未満(二人)	13,266
52162	I 類日中二人6H	日中5時間30分以上6時間未満(二人)	14,148
52163	I 類日中二人6. 5H	日中6時間以上6時間30分未満(二人)	15,030
52164	I 類日中二人7H	日中6時間30分以上7時間未満(二人)	15,913
52165	I 類日中二人7. 5H	日中7時間以上7時間30分未満(二人)	16,795
52166	I 類日中二人8H	日中7時間30分以上8時間未満(二人)	17,677
52167	I 類日中二人8. 5H	日中8時間以上8時間30分未満(二人)	18,559
52168	I 類日中二人9H	日中8時間30分以上9時間未満(二人)	19,442
52169	I 類日中二人9. 5H	日中9時間以上9時間30分未満(二人)	20,324
52170	I 類日中二人10H	日中9時間30分以上10時間未満(二人)	21,206
52171	I 類日中二人10. 5H	日中10時間以上10時間30分未満(二人)	22,089
52211	I 類夜間早朝0. 5H	夜間早朝30分未満	3,380
52212	I 類夜間早朝1H	夜間早朝30分以上1時間未満	5,346
52213	I 類夜間早朝1. 5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満	7,759
52214	I 類夜間早朝2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満	8,865
52215	I 類夜間早朝2. 5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満	9,970
52216	I 類夜間早朝3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満	11,065
52217	I 類夜間早朝3. 5H	夜間早朝3時間以上3時間30分未満	12,171
52218	I 類夜間早朝4H	夜間早朝3時間30分以上4時間未満	13,276
52219	I 類夜間早朝4. 5H	夜間早朝4時間以上4時間30分未満	14,382
52220	I 類夜間早朝5H	夜間早朝4時間30分以上5時間未満	15,487
52221	I 類夜間早朝5. 5H	夜間早朝5時間以上5時間30分未満	16,593
52222	I 類夜間早朝6H	夜間早朝5時間30分以上6時間未満	17,688
52223	I 類夜間早朝6. 5H	夜間早朝6時間以上6時間30分未満	18,793
52251	I 類夜間早朝二人0. 5H	夜間早朝30分未満(二人)	3,380
52252	I 類夜間早朝二人1H	夜間早朝30分以上1時間未満(二人)	5,346
52253	I 類夜間早朝二人1. 5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満(二人)	7,759
52254	I 類夜間早朝二人2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満(二人)	8,865
52255	I 類夜間早朝二人2. 5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満(二人)	9,970

移動支援 サービスコード表

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
52256	I 類夜間早朝二人3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満(二人)	11,065
52257	I 類夜間早朝二人3. 5H	夜間早朝3時間以上3時間30分未満(二人)	12,171
52258	I 類夜間早朝二人4H	夜間早朝3時間30分以上4時間未満(二人)	13,276
52259	I 類夜間早朝二人4. 5H	夜間早朝4時間以上4時間30分未満(二人)	14,382
52260	I 類夜間早朝二人5H	夜間早朝4時間30分以上5時間未満(二人)	15,487
52261	I 類夜間早朝二人5. 5H	夜間早朝5時間以上5時間30分未満(二人)	16,593
52262	I 類夜間早朝二人6H	夜間早朝5時間30分以上6時間未満(二人)	17,688
52263	I 類夜間早朝二人6. 5H	夜間早朝6時間以上6時間30分未満(二人)	18,793
52311	I 類深夜0. 5H	深夜30分未満	4,050
52312	I 類深夜1H	深夜30分以上1時間未満	6,409
52313	I 類深夜1. 5H	深夜1時間以上1時間30分未満	9,311
52314	I 類深夜2H	深夜1時間30分以上2時間未満	10,640
52315	I 類深夜2. 5H	深夜2時間以上2時間30分未満	11,958
52316	I 類深夜3H	深夜2時間30分以上3時間未満	13,287
52317	I 類深夜3. 5H	深夜3時間以上3時間30分未満	14,605
52318	I 類深夜4H	深夜3時間30分以上4時間未満	15,934
52319	I 類深夜4. 5H	深夜4時間以上4時間30分未満	17,252
52320	I 類深夜5H	深夜4時間30分以上5時間未満	18,581
52321	I 類深夜5. 5H	深夜5時間以上5時間30分未満	19,899
52322	I 類深夜6H	深夜5時間30分以上6時間未満	21,228
52323	I 類深夜6. 5H	深夜6時間以上6時間30分未満	22,546
52324	I 類深夜7H	深夜6時間30分以上7時間未満	23,874
52325	I 類深夜7. 5H	深夜7時間以上7時間30分未満	25,193
52326	I 類深夜8H	深夜7時間30分以上8時間未満	26,521
52327	I 類深夜8. 5H	深夜8時間以上8時間30分未満	27,839
52351	I 類深夜二人0. 5H	深夜30分未満(二人)	4,050
52352	I 類深夜二人1H	深夜30分以上1時間未満(二人)	6,409
52353	I 類深夜二人1. 5H	深夜1時間以上1時間30分未満(二人)	9,311
52354	I 類深夜二人2H	深夜1時間30分以上2時間未満(二人)	10,640
52355	I 類深夜二人2. 5H	深夜2時間以上2時間30分未満(二人)	11,958
52356	I 類深夜二人3H	深夜2時間30分以上3時間未満(二人)	13,287
52357	I 類深夜二人3. 5H	深夜3時間以上3時間30分未満(二人)	14,605
52358	I 類深夜二人4H	深夜3時間30分以上4時間未満(二人)	15,934
52359	I 類深夜二人4. 5H	深夜4時間以上4時間30分未満(二人)	17,252
52360	I 類深夜二人5H	深夜4時間30分以上5時間未満(二人)	18,581
52361	I 類深夜二人5. 5H	深夜5時間以上5時間30分未満(二人)	19,899
52362	I 類深夜二人6H	深夜5時間30分以上6時間未満(二人)	21,228
52363	I 類深夜二人6. 5H	深夜6時間以上6時間30分未満(二人)	22,546
52364	I 類深夜二人7H	深夜6時間30分以上7時間未満(二人)	23,874
52365	I 類深夜二人7. 5H	深夜7時間以上7時間30分未満(二人)	25,193
52366	I 類深夜二人8H	深夜7時間30分以上8時間未満(二人)	26,521
52367	I 類深夜二人8. 5H	深夜8時間以上8時間30分未満(二人)	27,839
59111	学校学童送迎Ⅱ類日中0. 5H	日中30分未満	1,116
59112	学校学童送迎Ⅱ類日中1H	日中30分以上1時間未満	2,094
59113	学校学童送迎Ⅱ類日中1. 5H	日中1時間以上1時間30分未満	2,933
59114	学校学童送迎Ⅱ類日中2H	日中1時間30分以上2時間未満	3,677
59115	学校学童送迎Ⅱ類日中2. 5H	日中2時間以上2時間30分未満	4,422
59116	学校学童送迎Ⅱ類日中3H	日中2時間30分以上3時間未満	5,166
59151	学校学童送迎Ⅱ類日中二人0. 5H	日中30分未満(二人)	1,116
59152	学校学童送迎Ⅱ類日中二人1H	日中30分以上1時間未満(二人)	2,094
59153	学校学童送迎Ⅱ類日中二人1. 5H	日中1時間以上1時間30分未満(二人)	2,933
59154	学校学童送迎Ⅱ類日中二人2H	日中1時間30分以上2時間未満(二人)	3,677
59155	学校学童送迎Ⅱ類日中二人2. 5H	日中2時間以上2時間30分未満(二人)	4,422
59156	学校学童送迎Ⅱ類日中二人3H	日中2時間30分以上3時間未満(二人)	5,166

移動支援 サービスコード表

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
59211	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝0.5H	夜間早朝30分未満	1,392
59212	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝1H	夜間早朝30分以上1時間未満	2,614
59213	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝1.5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満	3,667
59214	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満	4,602
59215	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝2.5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満	5,527
59216	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満	6,463
59251	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝二人0.5H	夜間早朝30分未満(二人)	1,392
59252	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝二人1H	夜間早朝30分以上1時間未満(二人)	2,614
59253	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝二人1.5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満(二人)	3,667
59254	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝二人2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満(二人)	4,602
59255	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝二人2.5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満(二人)	5,527
59256	学校学童送迎Ⅱ類夜間早朝二人3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満(二人)	6,463
59611	学校学童送迎Ⅰ類日中0.5H	日中30分未満	2,700
59612	学校学童送迎Ⅰ類日中1H	日中30分以上1時間未満	4,273
59613	学校学童送迎Ⅰ類日中1.5H	日中1時間以上1時間30分未満	6,207
59614	学校学童送迎Ⅰ類日中2H	日中1時間30分以上2時間未満	7,090
59615	学校学童送迎Ⅰ類日中2.5H	日中2時間以上2時間30分未満	7,972
59616	学校学童送迎Ⅰ類日中3H	日中2時間30分以上3時間未満	8,854
59651	学校学童送迎Ⅰ類日中二人0.5H	日中30分未満(二人)	2,700
59652	学校学童送迎Ⅰ類日中二人1H	日中30分以上1時間未満(二人)	4,273
59653	学校学童送迎Ⅰ類日中二人1.5H	日中1時間以上1時間30分未満(二人)	6,207
59654	学校学童送迎Ⅰ類日中二人2H	日中1時間30分以上2時間未満(二人)	7,090
59655	学校学童送迎Ⅰ類日中二人2.5H	日中2時間以上2時間30分未満(二人)	7,972
59656	学校学童送迎Ⅰ類日中二人3H	日中2時間30分以上3時間未満(二人)	8,854
59711	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝0.5H	夜間早朝30分未満	3,380
59712	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝1H	夜間早朝30分以上1時間未満	5,346
59713	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝1.5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満	7,759
59714	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満	8,865
59715	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝2.5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満	9,970
59716	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満	11,065
59751	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝二人0.5H	夜間早朝30分未満(二人)	3,380
59752	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝二人1H	夜間早朝30分以上1時間未満(二人)	5,346
59753	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝二人1.5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満(二人)	7,759
59754	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝二人2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満(二人)	8,865
59755	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝二人2.5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満(二人)	9,970
59756	学校学童送迎Ⅰ類夜間早朝二人3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満(二人)	11,065

移動支援（グループ支援）サービスコード表

※ すべてにおいて、単価区分はⅡ類のみとする。

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
511111	グループⅡ類日中0.5H	日中30分未満	892
511112	グループⅡ類日中1H	日中30分以上1時間未満	1,675
511113	グループⅡ類日中1.5H	日中1時間以上1時間30分未満	2,346
511114	グループⅡ類日中2H	日中1時間30分以上2時間未満	2,941
511115	グループⅡ類日中2.5H	日中2時間以上2時間30分未満	3,537
511116	グループⅡ類日中3H	日中2時間30分以上3時間未満	4,132
511117	グループⅡ類日中3.5H	日中3時間以上3時間30分未満	4,728
511118	グループⅡ類日中4H	日中3時間30分以上4時間未満	5,323
511119	グループⅡ類日中4.5H	日中4時間以上4時間30分未満	5,918
511120	グループⅡ類日中5H	日中4時間30分以上5時間未満	6,513
511121	グループⅡ類日中5.5H	日中5時間以上5時間30分未満	7,108
511122	グループⅡ類日中6H	日中5時間30分以上6時間未満	7,704
511123	グループⅡ類日中6.5H	日中6時間以上6時間30分未満	8,299
511124	グループⅡ類日中7H	日中6時間30分以上7時間未満	8,894
511125	グループⅡ類日中7.5H	日中7時間以上7時間30分未満	9,490
511126	グループⅡ類日中8H	日中7時間30分以上8時間未満	10,085
511127	グループⅡ類日中8.5H	日中8時間以上8時間30分未満	10,680
511128	グループⅡ類日中9H	日中8時間30分以上9時間未満	11,276
511129	グループⅡ類日中9.5H	日中9時間以上9時間30分未満	11,871
511130	グループⅡ類日中10H	日中9時間30分以上10時間未満	12,466
511131	グループⅡ類日中10.5H	日中10時間以上10時間30分未満	13,061
511211	グループⅡ類夜間早朝0.5H	夜間早朝30分未満	1,113
511212	グループⅡ類夜間早朝1H	夜間早朝30分以上1時間未満	2,091
511213	グループⅡ類夜間早朝1.5H	夜間早朝1時間以上1時間30分未満	2,933
511214	グループⅡ類夜間早朝2H	夜間早朝1時間30分以上2時間未満	3,681
511215	グループⅡ類夜間早朝2.5H	夜間早朝2時間以上2時間30分未満	4,421
511216	グループⅡ類夜間早朝3H	夜間早朝2時間30分以上3時間未満	5,170
511217	グループⅡ類夜間早朝3.5H	夜間早朝3時間以上3時間30分未満	5,909
511218	グループⅡ類夜間早朝4H	夜間早朝3時間30分以上4時間未満	6,658
511219	グループⅡ類夜間早朝4.5H	夜間早朝4時間以上4時間30分未満	7,398
511220	グループⅡ類夜間早朝5H	夜間早朝4時間30分以上5時間未満	8,146
511221	グループⅡ類夜間早朝5.5H	夜間早朝5時間以上5時間30分未満	8,886
511222	グループⅡ類夜間早朝6H	夜間早朝5時間30分以上6時間未満	9,634
511223	グループⅡ類夜間早朝6.5H	夜間早朝6時間以上6時間30分未満	10,374
511311	グループⅡ類深夜0.5H	深夜30分未満	1,343
511312	グループⅡ類深夜1H	深夜30分以上1時間未満	2,516
511313	グループⅡ類深夜1.5H	深夜1時間以上1時間30分未満	3,520
511314	グループⅡ類深夜2H	深夜1時間30分以上2時間未満	4,412
511315	グループⅡ類深夜2.5H	深夜2時間以上2時間30分未満	5,306
511316	グループⅡ類深夜3H	深夜2時間30分以上3時間未満	6,199
511317	グループⅡ類深夜3.5H	深夜3時間以上3時間30分未満	7,092
511318	グループⅡ類深夜4H	深夜3時間30分以上4時間未満	7,984
511319	グループⅡ類深夜4.5H	深夜4時間以上4時間30分未満	8,877
511320	グループⅡ類深夜5H	深夜4時間30分以上5時間未満	9,770
511321	グループⅡ類深夜5.5H	深夜5時間以上5時間30分未満	10,664
511322	グループⅡ類深夜6H	深夜5時間30分以上6時間未満	11,556
511323	グループⅡ類深夜6.5H	深夜6時間以上6時間30分未満	12,449
511324	グループⅡ類深夜7H	深夜6時間30分以上7時間未満	13,342
511325	グループⅡ類深夜7.5H	深夜7時間以上7時間30分未満	14,235
511326	グループⅡ類深夜8H	深夜7時間30分以上8時間未満	15,128
511327	グループⅡ類深夜8.5H	深夜8時間以上8時間30分未満	16,020

日中一時支援 サービスコード表

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
60004	日中一時4H(0.25日)	日中一時支援4時間未満	2,000
60008	日中一時8H(0.5日)	日中一時支援4時間以上8時間未満	4,000
60012	日中一時12H(0.75日)	日中一時支援8時間以上12時間未満	6,000

入浴サービス サービスコード表

(円)

サービスコード	サービス名称	サービス内容	サービス提供単価
71111	施設入浴	施設入浴1回	4,000
71112	訪問入浴	訪問入浴1回	12,560

留意事項

【移動支援及び日中一時支援】

・サービス計画上1時間と計画されている場合は、介護給付費同様「30分以上1時間未満」の報酬単価を算定するものとします。

【移動支援】

・1回あたりの移動支援の費用の額は、1回の外出にかかる時間に要した時間とします。ただし、1日に複数回算定する場合にあって、算定する時間の間隔が2時間未満であるときは、その時間数を合算して算定するものとします。また、一連の移動に要した時間が15分に満たない場合はこれを切り捨てます。

・学校・学童送迎に係るものに限り、サービス提供時間が30分以上の場合において、一連の移動に要した時間が15分に満たない場合はこれを切り捨てます。

(2)事業者登録

①登録(更新)申請手続

以下の書類を提出してください。

更新申請については、対象事業者に原則メールにて更新勧奨の案内を通知します。

案内にて指定する期日までに、以下の書類を提出してください。

1. 箕面市地域生活支援事業登録（更新）申請書（様式第9号）

2. 添付書類・・・下記のとおり

添付書類 (共通書類)	☐ 登録要件の事業者指定書の写し※1（P.18 参照） ☐ 履歴事項全部証明書（ 原本 ）※2 ☐ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ☐ 運営規程 ☐ 従業者等の勤務体制及び勤務一覧 ☐ 組織体制図
移動支援事業 に必要な書類	☐ 従業者の資格を証明するもの

※1 居宅介護事業と同時申請の場合は、居宅介護事業の申請書（申請書を提出した都道府県・自治体の受付印が押印されたもの）の写しを提出してください。

※2 **履歴事項全部証明書は3ヶ月以内のもの**を提出してください。

更新申請の場合は、不要です。

（注）移動支援事業の実施に当たっては、障害者総合支援法第79条第2項に基づき、都道府県知事等あてに事業開始届の提出が必要です。事業所の所在市町村によって提出先が異なりますので、提出先をご確認の上、提出してください。

②登録内容に変更が生じたとき

下記の書類を提出してください。

1. 箕面市地域生活支援事業登録変更届出書（様式8）

2. 添付書類…登録（更新）申請手続の際に提出した内容から変更が生じたもの

③登録の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、箕面市地域生活支援事業者の登録を取消し箕面市地域生活支援事業登録取消通知書により通知します。

（1）偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

（2）事業者が、地域生活支援事業者の登録の基準に該当しなくなったとき。

（3）地域生活支援事業に係る費用の請求に不正があったとき。

（4）利用者に対し、虐待行為等著しく不適切な不正があったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が事業者の登録を不相当と認めたとき。

④登録要件及び有効期間

登録要件、事業実施能力及び運営内容等を審査し、登録の適否を決定したときは、箕面市地域生活支援事業登録（更新）通知書にて通知します。

有効期間については、登録要件で定められた事業指定期間までとなります。

【登録要件】

サービス名称	基 準
移動支援	有資格ヘルパー※が従事する法第２９条第１項における指定居宅介護事業者（※有資格ヘルパーの範囲については別紙のとおり）
入浴サービス 【施設入浴】	法第２９条第１項における指定生活介護事業者又は介護保険法における指定通所介護事業者
入浴サービス 【訪問入浴】	介護保険法における指定訪問入浴介護事業者
日中一時支援	法第２９条第１項における指定短期入所事業者、法第２９条第１項における指定生活介護事業者又は介護保険法における指定通所介護事業者

(3)移動支援事業サービス提供者の資格要件

平成30年7月

平成18年3月31日厚生労働省告示第538号及び平成18年9月までに大阪府知事が承認していた内容に準じる

従事できる移動支援の対象 資格等の種類		視覚障害	全身性障害	知的障害	精神障害
居宅介護職員初任者研修課程修了者		×	○ *	○	○
障害者居宅介護従業者養成基礎研修課程修了者		×	×	○	○
(旧)居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修1級課程修了者		×	○ *	○	○
(旧)居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修2・3級課程修了者		×	×	○	○
(旧)障害者(児)ホームヘルパー養成研修1・2・3級課程に相当するものと知事が認める研修を修了した者(平成15年3月31日において)		×	×	○	○
介護保険法施行令に基づく介護員養成研修課程修了者	介護職員初任者研修課程修了者	×	×	○	○
	(旧)訪問介護員養成研修(ホームヘルパー)1級・2級・3級課程修了者	×	×	○	○
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		×	○	×	×
(旧)日常生活支援従業者養成研修課程修了者(相当するものと知事が認める研修修了者(平成15年3月31日において)含む)		×	○	×	×
行動援護従業者養成研修課程修了者		×	×	○	×
同行援護従業者養成研修一般課程修了者		○	×	×	×
移動支援従業者養成研修課程修了者、または外出介護従業者養成研修課程修了者(同研修に相当するものとして知事が認める研修を終了した者(平成19年9月30日において)含む)	視覚障害者移動支援(外出介護)従業者養成研修課程	○	×	×	×
	全身性障害者移動支援(外出介護)従業者養成研修課程	×	○	×	×
	知的障害者移動支援(外出介護)従業者養成研修課程	×	×	○	△ ※
	精神障害者移動支援従業者養成研修課程	×	×	×	○

○ 上記の他、平成15年3月31日において、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者(知事証明を受領した者)は、知事が認めた居宅介護事業に従事できる。(＝知事承認従業者) ただし、一覧記載の研修課程を受講するよう努めること。

○ 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者(介護職員基礎研修課程修了者含む)、看護師及び準看護師は、居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなす。

(旧)・・・旧資格(旧資格所持者も従事者要件を満たすものとする。)

* ... 箕面市独自基準

△ ... 外出介護従業者養成研修を修了した者は○、移動支援従業者養成研修を修了した者は×とする。

※ ... 精神障害については、一覧記載のその他の研修課程を受講するよう努めること。

(4)様式一覧

箕面市地域生活支援事業 関係様式一覧

様式番号	様式名
様式第2号	箕面市地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書
様式第9号	箕面市地域生活支援事業登録(更新)申請書
様式第10号	箕面市地域生活支援事業登録(更新)通知書
様式第11号	箕面市地域生活支援事業登録取消通知書
様式1	事業者記入欄(利用決定通知書添付)
様式2	契約内容報告書
様式3	契約支給量臨時調整報告書
様式4	請求書(地域生活支援事業)
様式5	地域生活支援事業サービス提供実績記録票
様式7	明細書
様式8	地域生活支援事業登録変更届出書
様式9	地域生活支援事業登録廃止届出書

※ 箕面市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.minoh.lg.jp/syougaifukushi/jigyousyayoushiki.html>

全体フロー図

